

第3回中空知広域水道企業団地域水道ビジョン検討委員会会議録

- 1 開催日時 平成21年12月7日(月)13:30~15:30
- 2 開催場所 滝川市総合福祉センター2階 中空知広域市町村圏組合会議室
- 3 出席委員 丹羽委員長、小関副委員長、岩橋委員、長田委員、石井委員、堀江委員、小林委員、米内委員
- 4 出席助言者 大江助言者、松原助言者
- 5 出席事務局 中本局長、水林課長、高橋課長、植村主幹、千葉所長、柴田所長、篠田所長

委員会議事の要旨

1. 開会 委員長挨拶

2. 議事

(1) 「水道に求めること～アンケート」結果について 別紙資料のとおり

アンケート結果発表

キーワードによる結果整理

長時間断水に関する水の確保について

質疑応答(1)

意見 水道教育というキーワードを盛り込むべきである。水の大切さを教育する必要があると感じる。

意見 アンケート結果には大まかな考え方が出ていると思う。水道事業は企業団に統合になり効率化されている。しかし、水に対する利用者の意識はそれほど高くない、今回は重要な事が議論されているし、このような事を知ることは必要である。

滝里ダム建設時はダムの水を管路で直接使えるなら安全であると考えていたが、そのような施設が作られた訳ではなく、貯留した水を川に流して使う事が分かった。そこで、流域の水の安全性の確保が必要であると改めて感じている。流域には工場や畜産排水などもあり不安材料が多い。さらに、人間が管理している訳であるから間違いが起こる事もあるし、各行政組織(市町)から分離した事に対して不安な面もある。いつでも安全な管理を求めるのは当然であるが、設備の維持管理についても負担はかかるのだから、われわれが分からない専門事項については議会等でも運営状況を含めて議論をいただいて、市民に情報を提供してほしい。

さらに心配なのは今後の人口減少であり、将来に向けた維持の体制についても明確にお知らせを願いたい。

質問1 取水する水の水質を事前に把握して、問題があれば取水しないという方法はあるのか。

回答1 取水する前に機械等で水質を把握することはできないが、水質事故については流域で情報連絡体制ができており、それにより調査や取水停止などの対応を行う。また浄水場内では魚による水質監視(バイオアッセイ)や水質計器による確認を常時行いながら水作りをしている。

質問2 浄水場の施設に入れた上でなければ水は分析できないということか。

回答2 そのとおりです。浄水場では水道法に決められている50項目の基準値について測定可能であるが、分析には時間が必要である。しかし、先ほど説明した日常的な管理により安全性を

確保している。

質問3 アンケートのグラフの表現はどうか。全部の項目を円グラフにすると誤解を招くのではないか。安全という項目は全体の4分の1の割合ではなく全員が選んでいる訳だから100%ではないか。各項目について何人の支持があったかで表現すべきではないか。

回答3 ご指摘のとおりです。

(2)水道のあるべき姿(案)について

別紙資料のとおり

地域水道ビジョン副題 広域統合から次世代へ安定した安全・安心の橋渡しを

基本理念 お客様に安定的に安全な水道水の供給を行い、継続的に水道事業の健全性を確保する

基本理念を達成するための目標

1. 安心・快適な給水

1-1 浄水管理・水質管理の徹底

1-2 漏水防止対策・管路の計画的更新

1-3 お客様への情報提供の充実

2. 運営基盤の強化

2-1 技術力の確保及び技術の継承

2-2 計画的な施設更新

2-3 安定的な経営確保

3. 危機管理・災害対策の推進

3-1 耐震化計画の策定

3-2 危機管理マニュアルの点検整備

3-3 水源・流域における情報連絡体制の維持・推進

質疑応答(2)

質問1 水道事業の水処理に従事するには法的な資格があるのでしょうか。

回答1 水道法には水道技術管理者という資格者を1名必ず設置するという規定がある。水道技術管理者の資格要件は水道法に規定されており、一定の学歴と一定の経験年数が必要である。もし、民間事業者が水道法上の第三者委託を受けた場合は受託水道業務技術管理者を置く必要がある。法的な資格はこれだけだが、民間資格として水道施設管理技士があり、日本水道協会が認定している、浄水と管路に分かれており1級から4級までである。さらに浄水場の規模や設置されている施設によって、電気主任技術者や危険物取扱者が必要になる場合もある。

質問2 1点目として水道料金について平成19年度に審議されているが、非常に高い水を飲んでいる。岩見沢、三笠、美唄、函館などに比べると非常に高い。これは安定的な経営の確保に必要な料金だと思うが、前回の会議で経営の状況を示してもらったが、非常に分かりにくくなっている。料金改定についてはおおむね5年間維持されるという事だが、もう少し安くないのか。2点目としておいしい水という観点から言うと疑問がある。スーパーなどでは浄水器の水を容器代だけで販売しているし、ペットボトル水もたいへん多い状況にある。そこで、水道の枝管が古いと水がおいしくないと思う。企業団でよい水を作っても管路が古いと錆でカナケが入っておいしくなくなるのではないか。東京などでもマンションやビルで水質が落ちるとい話を聞いたこ

とがある。企業団においても各家庭の枝管について改修をしてもらえないだろうか。

回答 2-1 2点目についてお答えします。本管から取り出した枝管（給水管）については設備をされた方の財産であり、設備の改修については基本的に所有者が行うものである。ただし、維持管理については公道部分については道路法上の問題があり、漏水等の修繕は企業団で行っているが、給水管すべての改修については企業団では実施することはできません。

また、水質についてですが、東京のお話がありましたが、この場合はビルやマンションにある水槽の管理の不備により発生するものと考えられます。現在は10m³以上の水槽は法律で検査や清掃が義務付けられていますが、小規模のものは規制がありません。管についても材質により古いものは錆がでる可能性はありますが、水道法上の水質検査を各区域の末端の蛇口でも行っていますが、結果に関して大きな違いは見られません。さらに、おいしいおいしくないを判断する場合には水の温度が大きく影響する要素の1つと考えられます。もう一つは塩素を入れておりますので、この点でも結合塩素の匂いが味を悪くしている要素ではないかと思えます。そこで、温度を下げたり、塩素を除くことでよりおいしく飲める可能性がある。ただし塩素を除いた場合は保管に注意していただきたい。これらについても小学生の浄水場見学では説明しているが、もっと広く情報提供していきたい。

回答 2-2 料金の関係のご意見ですが、5か年間はこの料金でということを進めている。公営企業なので営利を追求する訳ではない、できるだけ低料金としたいが、施設整備や有収率向上等の状況を見ながら経営の検証を進めていきたい。

質問 3 助言者にお伺いしたい、スーパーで売っている水（それぞれがボトルに詰めていく水）についての基準や規制はあるのか。

助言者 水道水から浄水器を使って直結しているようですが、食品衛生法的な規制しかありません。つまり紙コップで販売する自動販売機のジュース等と同じ規制となり、保健所で一定の基準を満たした機械に営業許可を出している。これらには水道のように塩素の規制等はありません。

意見 この地域は全国的に言ってもワースト10に入るほど料金が高い。赤平、芦別も高い。

意見 南空知の三笠、岩見沢は料金が安い、夕張は高いが函館はこの3分の1ほどだと聞いている。

意見 料金は施設整備した年代にもよるのではないかと、岩見沢等の施設整備はかなり年代が経過していると思う、一概に現在の料金だけでは比較できないのではないかと。

また、料金を含めた経営の関係については、第2回の資料のようなものではなくもう少し一般的に分かりやすい資料で情報提供する方法を考えてほしい。

質問 4 資料の中の中期経営計画の策定についての「計画的に対応する」という意味は、今回策定するという意味か、それとも未来に向けて策定するという意味なのか。

回答 4 中期経営計画については平成19年に料金統合を行っており、その時点の計画を含めて施設更新計画・整備計画、漏水防止計画等の基本的計画を策定し、資金確保について明らかにした上で、当面の経営計画を策定していきたい。これは未来に対応するというのではなく、その上で策定していくという事なので、分かりやすい表現に変更していきたい。

質問 5 料金改定の検討時にも資金的確保については検討しないと、適正な料金は出てこないと思われる。よって、その時の資料についても出していただかないと良く分からない。

もう一つ、将来的には人口が減少する、施設は古くなる訳ですから、何らかの方法で資金を集めるか、料金を値上げするしか方法は無いと思う。そこで、平成 19 年度に策定した料金検討のための計画を示すことにより、中期的な事とどこが違うのかが分かるのではないか。その意味で資料を添付した方が良いと思う。

さらに全体的にだが、この計画ができたときにフォローアップはどのように考えているのか、ビジョンの中にその考え方をに入れておいてほしい。

回答 5 第 2 回検討委員会資料の「計画体系と推進工程」で示した考え方で進めたい。具体的にはおおむね 10 年を計画期間としているので、半期、5 年程度経過後に評価見直しを行いたい。さらに 10 年後には次期ビジョンの策定を行いたい。

平成 19 年度の料金改定の計画として示すことは可能だと思うが、ここ数年ですでに状況が変化している部分もあり、出し方については検討させていただきたい。

質問 6 フォローアップの期間は分かったがチェックの方法は考えているのか、その点についても記載をしてほしい。明確な数字の提示は必要ない。

回答 6 チェックについては外部委員会等を利用したチェックや最終的には議会での検証も考えられるので、それらも含めて検討して、ビジョンに反映していきたい。

議長 計画の検証については必要な事項なので、きちんと盛り込んでほしい。また、料金検討時の資料については、当時委員で無かった人には配布していく必要があると思うので、よろしくお願ひしたい。

事務局 わかりました。

議長 今後のスケジュールについて示してほしい。

事務局 前回の資料「今後の進め方」を参照願ひたい、今回は 3 回目という事で、「今後のあるべき姿」について説明しました。次回については「地域水道ビジョン」の原案についてお示しをしてご意見をいただきたいと思います。その上で、最終的なビジョンを策定し、理事者、議会に報告していきたい。

質問 7 ひとつ確認したいのだが、最初からおおむね 4 回の会合と聞いていたが、本日 3 回目である。まとめとして基本理念の達成目標と実施計画という 2 本立てでやるということが良いのか。

回答 7 はい

議長 他に何か織り込むべきことがあれば、ご提案いただきたい。

質問 8 企業債の残高はいくらか、また金利が高いものとはどのくらいあるのか。さらに、老朽管はどの程度あるか。

回答 8-1 老朽管については第 1 回目の資料の 6 ページに示してあります。

回答 8-2 平成 20 年度末の未償還残高は 76 億 8,785 万 3 千円です。また、金利の高いものとは本年度末で借換予定が 5% 以上のものであり約 13 億円あります。高金利の目安としてはこの程度と考えています。

質問 9 水道事業のあるべき姿の基本理念の中で「お客様」という表現を使っているが、ふさわしいのでしょうか、水道需要者とか水道利用者ではないか。

回答 9 料金をいただいているという観点からお客様という表現としたが、ご議論いただける

とありがたい。

意見 やはりお客様は違和感がある。

意見 病院で患者さんの事をお客様と呼べば、良く聞こえるというそういう感性ではないのか。

意見 昔は考えられなかったが、水を買う時代になっている。一生懸命作っている水を使っているという意味でお客様という感じ方もあるかもしれない。

意見 表現の使い方がばらばらなので統一すべきという事ではないか。

意見 そうではなくお客様という表現自体に違和感があるということではないか。

意見 水道利用者の方がよい

事務局 3市1町の水道事業を統合し、行政的な枠組みから抜け出したいという意味も込めて水道水売って対価を得る事業ということで「お客様」と表現を使ってみたが、一般的に皆さんが違和感を覚えるのなら検討したいので、ご議論をいただきたい。

議長 この場で統一する案はあるか。

意見 やはり負担して水道を飲んでいるのだからお客様でもいいのではないか。

意見 水道の場合選択肢がないので、利用者で良いと思う。

意見 やはり選べないから、お客様では違和感がある。

意見 単価が違いすぎてペットボトル水やスーパーで提供しているものと水道は別だ。やはりお客様には違和感がある。

議長 いろいろな意見があるということでよいか。

事務局 今の意見を参考にしながらこの表現について再検討いたします。

3. その他

・次回の日程について

1月25日(月)13:30から 滝川市総合福祉センター2階 広域圏会議室

・日程及び会場了承

4. 閉会

次回に今までの議論をまとめた形で原案を示してもらいたい。

本日はこれで終了とします。